

令和 2 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和2年第7回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和2年7月16日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所3階 委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君
委 員

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局 担 当 部 長 木 村 均 君
子ども未来創造局 副部長兼教育政策室長 藪 本 正 博 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長 岡 裕 美 君
子ども未来創造局 学 校 教 育 監 石 橋 充 久 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長 今 中 美 穂 君
子ども未来創造局 副 理 事 野 澤 昌 弘 君
放課後子ども支援室長 多 々 摂 子 君
学 校 給 食 室 長 白 井 晃 世 君
教 職 員 人 事 室 長 金 城 忠 君
幼 児 教 育 保 育 室 長 福 田 浩 子 君
文 化 国 際 室 長 村 中 慶 三 君
中 央 図 書 館 長 大 迫 美 恵 子 君
保 健 ス ポ ー ツ 室 長 遠 近 高 明 君

1. 出席事務局職員

教育政策室 参事

乾 敬一郎 君

教育政策室

林 由記 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務局等職員の勤務時間等に関する規則改正の件
- 日程第 5 箕面市立小学校における子どもたちの自由な遊び場開放事業実施要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市立学校給食献立検討委員会設置要綱制定の件
- 日程第 7 箕面市保育の利用に関する要綱改正の件
- 日程第 8 市民プールの休館日変更の件
- 日程第 9 箕面市立図書館協議会委員解職及び任命の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(午後 1 時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和 2 年第 7 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、山元委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 2 「教育長報告」を行います。まず、教育委員会委員関係ですが、6 月 18 日に教育委員会協議、25 日に教育委員会協議と第 6 回教育委員会定例会を開催いたしました。教育長関係ですが、令和 2 年第 2 回箕面市議会定例会が開催されました。6 月 4 日に文教常任委員会があり、6 月 24 日の本会議におきまして一般質問がありました。新型コロナウイルス感染対策について、あるいは、学校休業中の状況について、あるいはオンラインホームルーム、給食等といった、どちらかというところ新型コロナウイルス関係を中心に質問があり、質疑をいたしました。学校教育・子育て関係ですが、6 月も臨時校長経営会議をテレビカンファレンスで 3 回開催し、新型コロナウイルスの感染予防対策について議論あるいは指示をしたところです。6 月 15 日から通常授業を再開し、若干安心していたところですが、ここにきまし

て、大阪府新型コロナ警戒信号が黄色になり、大阪府の昨日の感染者数は61名となっております。また、ご存知のとおり、市の職員でも感染者が出たことで、さらに厳しい、予断を許さない状況となっております。特に学校園所につきましても、子どもたち、あるいは教職員の感染者が出ないように、さらに感染予防対策を講じていきたいと思っております。また2学期以降の教育活動についても、一定方針を定めていましたが、このままの状況が続きますと少し見直しをせざるを得ない状況になるのではと思っております。生涯学習関係につきましても行事報告がありません。後ほど報告させていただきます市民プールについてですが、現時点では大阪府営プールが7月23日にオープンするという事になっていたことから、箕面市としてもその時期に合わせる方針を立てておりましたが、今、説明しましたとおりオープン決定以降の状況がかなり厳しくなっておりますので、大阪府がどうされるのかしっかり見ていきたいですし、仮に大阪府がオープンされることになっても、ただちに箕面市の市民プールをオープンすべきかどうか、どうしてもロッカー内での感染予防対策には限界がありますので、もう少し時間をいただきながら、協議させていただきたいと思っております。以上をもちまして教育長報告とさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。では、日程第3、議案第50号「箕面市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件」、日程第4、議案第51号「箕面市教育委員会事務局等職員の勤務時間等に関する規則改正の件」、日程第5、議案第52号「箕面市立小学校における子どもたちの自由な遊び場開故事業実施要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教職員人事室長に求めます。

○子ども未来創造局教職員人事室長： 議案第50号は、これまで、小学校教職員の勤務始業時刻が午前8時30分であったところを、登校時の児童の安全を確保できる体制を確立することを目的に、児童の登校時刻に合わせた午前8時15分に変更するため、関係する規則の一部改正を提案するものです。次に議案第51号は、市費の教職員の勤務時間を変更するため、箕面市教育委員会事務局等職員の勤務時間等に関する規則の一部改正を行おうとするものです。最後に議案第52号は、教員の勤務の終業が午後4時45分となることから、箕

面市立小学校における子どもたちの自由な遊び場開放事業実施要綱についても一部を改正し、終了を午後4時45分に変更しようとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 少し補足というか、今後のことも含めてですが、この議案につきましては説明にありましたように、元々は大阪北部地震が午前8時前に起こった時に、学校に出勤している教職員の数が少なかったことが問題であった件を整理しようと、勤務時間が15分繰り上げになったのですが、そうこうしている間に新型コロナウイルスの問題が出てきまして、今は地域別登校をしており、集団登校をしていません。これについて今後どうしていくかが課題となりますので、この議案とは直接関係ありませんが、今後集団登校をどのタイミングで元に戻すのか戻さないのか、あるいは今までと違う形の集団登校を試みるのかなど、様子を見ながら、またご相談させていただき、協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第50号、議案第51号及び議案第52号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は現案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、議案第53号「箕面市立学校給食献立検討委員会設置要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校給食室長に求めます。

○子ども未来創造局学校給食室長： 本件は、令和2年4月から学校給食費を公会計化したことに伴い、これまで箕面市学校給食会が所管していた学校給食の献立について検討するための委員会を、教育委員会において設置する必要があるため、箕面市学校給食献立検討委員会設置要綱の制定を提案するものでございます。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第53号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、議案第54号「箕面市保育の利用に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長　：　本件は、保育所等の利用に係る毎月の申込期限を変更するため、箕面市保育の利用に関する要綱の一部を改正するものです。主な内容としましては、毎月一日入所の申込みについて、前月の十日を申込み期限にしていたのですが、申込み数の増加に伴い、選考会までの準備期間の確保と、選考会開催後の保護者への結果通知をスムーズに行うため、申込み期限を毎月五日に変更するものです。なお、今年度は周知期間と考えており、十日に受け付けた場合につきましても対象とする経過措置を設けております。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第54号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第8、報告第49号「市民プールの休館日変更の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長　：　本件は、新型コロナウイルス感染症対策のため指定管理者が行う令和2年の市民プールの休館日の変更につきまして、箕面市立総合運動場条例第8条の規定に基づき報告するものです。本来、休館日の変更につきましては、教育委員会会議でご審議いただくのですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定によりご報告するものです。内容としましては、市民プールの休館日は、9月1日から翌年6月30日までとしておりましたが、令和2年度は7月1日から7月下旬（教育委員会が認める日）までも休館日とするものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　先ほども説明しましたが、新型コロナウイルスがいったん収まってきたと言われていた段階で休館日について判断していました。当時は社会教育施設については、大阪府の動向を見て、大阪府営プールが22日まで休むことになっていましたので、箕面市のプールもそれに合わせようということで決めた方針です。これ以降どうするかということで、近隣市の状況がどうなっているのか、開けているプールではどんな感染予防対策を講じているのか、箕面市のプールは今、どういう感染予防対策を考えているのか、対策案は複数あるのかなど、今ここで共有しておきたいので、今後の判断材料として説明をお願いします。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長　：　近隣市の状況ですが、吹田市と茨木市

に関しては休館という扱いになっております。高槻市はすでに開館と決定して運営が始まっております、大阪市も7月2日に開館しております。大阪府のプールに関しましては、全部で4施設ございますが、その施設は先ほど教育長から説明があったとおり、7月23日から3施設が開館、8月1日から1施設が開館すると聞いております。その中で大阪府のプールに準じた形で箕面市のプールも開館を検討しようといこれまで話を進めてまいりましたけれど、大阪府のプールでの新型コロナウイルス対策のガイドラインがなかなか定まっていな事情も聞いておまして、その中で本市としてどのように考えるか議論してまいりました。内容としましては、まず利用者の数の制限をするということで、これは大阪市のプールが一定その考え方で進めているという情報を得ておりましたので、それに準じた形で本市として検討しております。また、更衣室の環境が非常に密になりやすいという課題に関しては、大阪府がプールゾーン内にテントを設置する、施設内に通常更衣室として使用していない部屋があればそれを更衣室として拡大して使用する等、例を示しているのですが、本市としては、まずは更衣室の利用者の人数制限をしようということで、一定人数を決めて入れ替え制とするような検討をしております。さらに、ロッカーの数を間引きして、ロッカー内で密にならないよう距離を空けて使用できるように、一人ひとりの利用者にとこのロッカーを使用してくださいと、ロッカーの番号を渡して使っていただくという案など、現在検討を進めております。以上です。

○教育長（藤迫稔君）： 今、説明がありましたように、仮に開館するとしても、利用者数の制限をして午前と午後で利用者を分け、午前も午後も制限した人数しか入れないとする、更衣室に入る人数も一定制限して、一方通行化や、例えば1人出て来たら1人入れるとするなど、またロッカーは必ず間を開けて距離をとるなどということは、最低していかなければならないと思っております。あと、近隣市の豊中市と池田市の説明をお願いします。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長： 池田市、豊中市に関しては室内プールの運営だけになっておまして、室内プールは近隣市はすべて通常通りオープンしていると確認しております。

○教育長（藤迫稔君）： そこは何か感染予防対策をしているか聞いていますか。逆に室内の方が危ないのではと感覚的に思いますが。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長： 室内プールに関しましては、全国的に運営のガイドラインがはっきりと出されておまして、そのガイドラインに沿ってどの施設も運営しています。特に屋外のプールは、子どもたちがじゃれあって遊ぶ遊興施設のイメージがあり、そちらの方が問題視されているところで、なかなか屋外プールに関してのガイドラインが出されていない状況です。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第49号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第9、報告第50号「箕面市立図書館協議会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局中央図書館長に求めます。

○子ども未来創造局中央図書館長 : 本件は、箕面市立図書館協議会委員の解職及び任命をするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定によりご報告するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第50号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第10、報告第51号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第51号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第11、報告第52号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、去る6月25日に開催された令和2年第6回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委

員会会議規則第5条の規定に基づき、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第52号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案5件、報告4件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）：ありがとうございました。これをもちまして、令和2年第7回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時24分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）